

広報広聴課長 様

特別支援教育課長
(公印省略)

審議会・検討会等の会議の公開又は非公開の決定について（報告）

このことについて、次のとおり報告します。

審議会・検討会等	愛媛県広域特別支援連携協議会		
事務局（担当課）	特別支援教育課 教育指導グループ (担当) 地浦 奈津子 (内線) 4894		
設 置 根 拠	☐ 法 律 ☐ 条 例 ☒ 要綱等 (名称) 令和 6 年度愛媛県広域特別支援連携協議会設置要綱		
設 置 年 月 日	令和 6 年 6 月 21 日		
審議会・検討会等の内容	学識経験者、県外有識者、経済関係者、地域関係者、PTA関係者、学校関係者の計22名で構成し、愛媛県内の障がいのある子どもの指導・支援に関わる教育・医療・保健・福祉・労働等の関係機関部局の円滑な連携協力を図るため、特別支援教育の推進に関すること、関係機関のネットワークの形成に関すること等について検討することとしている。		
公開・非公開決定（予定）日 （決定した会議開催日等）	令和 6 年 7 月 9 日		
公開・非公開の別 （決定の内容）	☐ 公 開 ☐ 全部公開 ☐ 部分公開 ☒ 非公開		
公開・非公開に係る法令等の規定	☐ 有 ☒ 無 (名称)		
公開できない審議、意見聴取等の内容	非公開とする具体的理由	非公開規定	
・ 特別な支援を必要とする子どもの支援体制について ・ 意見交換	・ 特定の個人または集団を推測できる可能性があり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 ・ 意思形成の過程にある不確定な議題について協議するものであり、公にすることにより、県民や自治体関係者等に不正確な理解や誤解を与え、不当に混乱を生じさせ、今後の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	(1)- 1 (1)- 5 (1)- 6	
摘 要			
	報 告 日	令和 6 年 7 月 25 日	

注 1 会議の公開又は非公開の決定後、速やかにその決定を本書により広報広聴課へ報告して下さい。（会議の公開又は非公開のいずれの決定の場合も報告してください。）

2 「公開・非公開の別（決定の内容）」が「部分公開」又は「非公開」の場合は、「公開できない審議、意見聴取等の内容、非公開とする具体的理由、非公開規定」を記入してください。

3 「公開できない審議、意見聴取等の内容」及び「非公開とする具体的理由」は、できるだけ具体的に記入してください。

また、「非公開規定」は、例えば、審議会・検討会等の会議の公開に関する指針の 4（公開基準）の(1)の情報公開条例第 7 条例第 2 項第 1 号に該当する場合は、“(1)-1”と記入してください。

4 当初の公開又は非公開の決定により難い新たな事項の審議、意見聴取等を行うこととなり、これについての公開又は非公開の決定を行った場合は、「審議、意見聴取等の内容」に新たな事項の内容を記入し、「摘要」に“新たな決定”と記入してください。